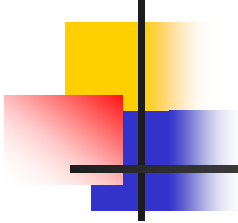


地域産業政策の新展開と 中小企業振興基本条例の意義

2007中小企業振興基本条例制定運動交流会

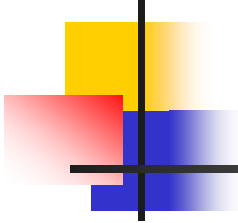
2007年12月15日(東京)

慶應義塾大学経済学部 植田浩史



今日の話

- 1 日本経済・中小企業・中小企業政策の現状
- 2 地域経済の厳しさと地域産業政策の方向
- 3 中小企業振興基本条例の広がりと現状
- 4 中小企業振興基本条例制定に向けての課題
- 5 これからの地域産業政策・中小企業支援政策について

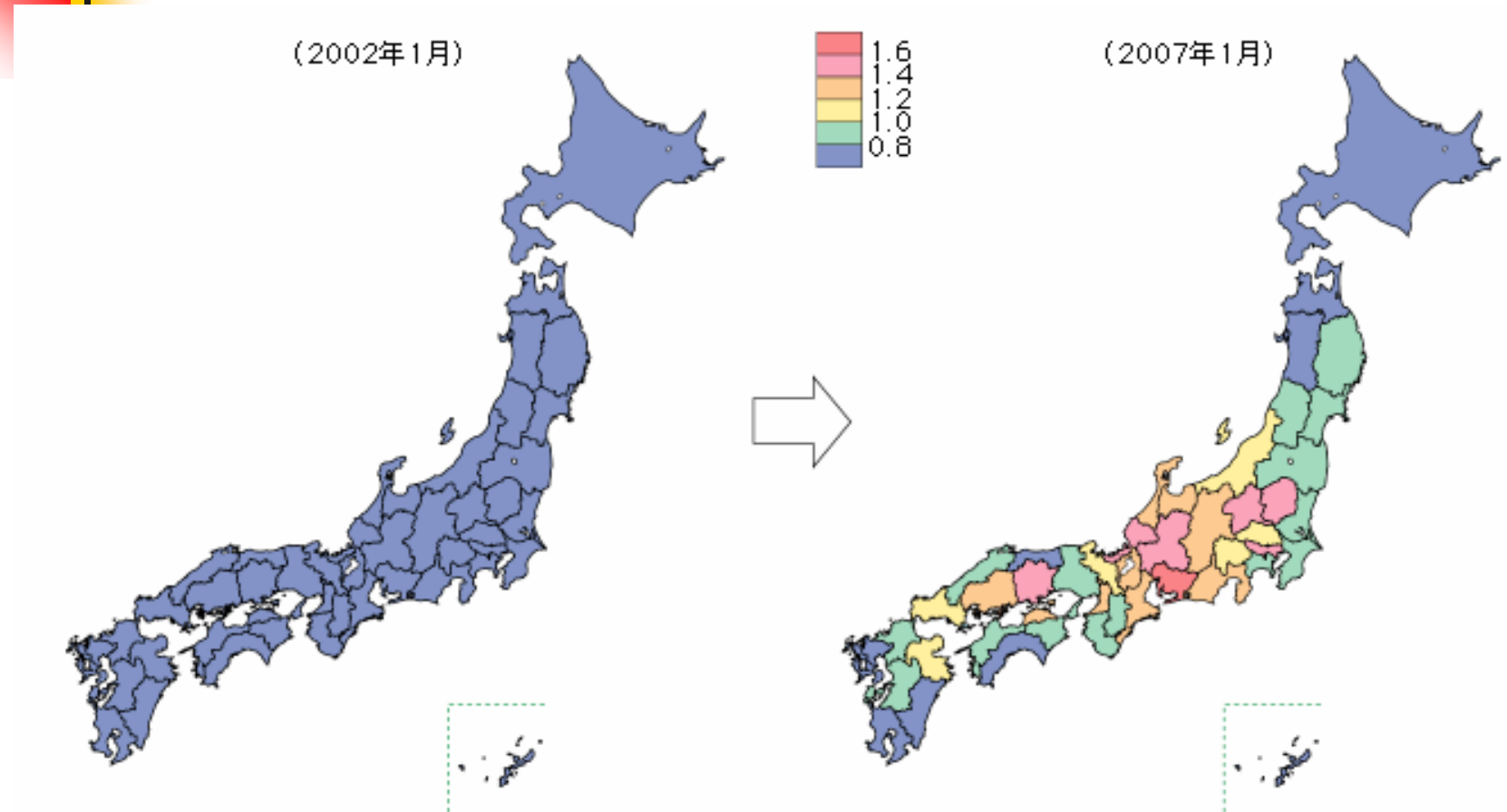


1 日本経済・中小企業・中小企業 政策の現状

- (1) 中小企業をめぐる状況 「中小企業の時代」への逆行
- (2) 「中小企業政策」の困難

(1) 中小企業をめぐる状況

景気回復の中での格差－有効求人倍率



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」



(1) 中小企業をめぐる状況

減少傾向が止まらない事業所数

建設業、製造業、卸小売業は従業者数も減少

産業別事業所数の変化

	2001年事業所数	2006年事業所数	増減	増減率(%)	従業者増減率(%)
総数	6,138,180	5,722,615	-415,565	-6.8	-1.0
農林漁業	19,459	19,756	297	1.5	0.3
建設業	606,943	548,799	-58,144	-9.6	-16.2
製造業	643,192	547,888	-95,304	-14.8	-9.5
運輸業	137,643	129,784	-7,859	-5.7	-1.1
情報通信	59,913	59,578	-335	-0.6	16.0
卸・小売	1,804,429	1,601,446	-202,983	-11.2	-6.5
その他サービス	1,106,116	1,090,077	-16,039	-1.5	8.1



(1) 中小企業をめぐる状況

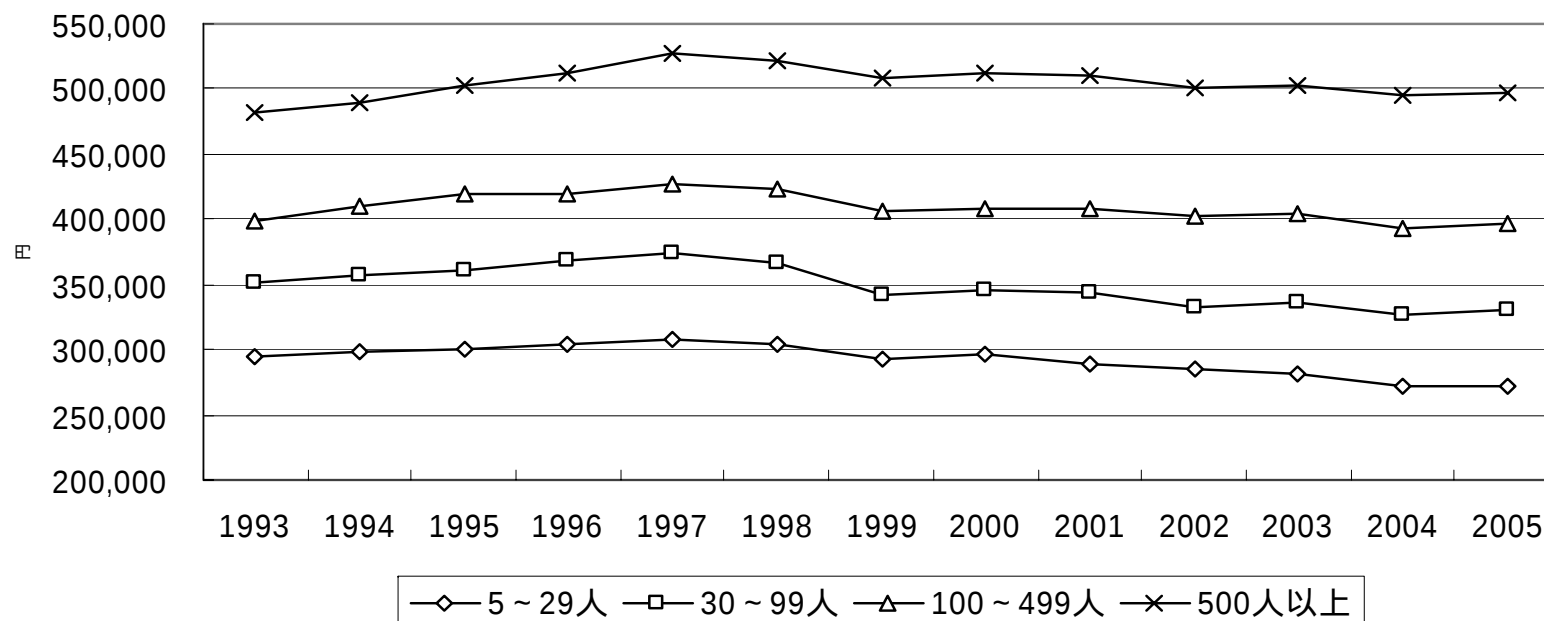
事業所数は小規模事業所ほど減少

	2006年	2001年	増減数	増減率
1 ~ 4	3,487,019	3,804,409	-317,390	-8.3
5 ~ 9	1,096,524	1,175,494	-78,970	-6.7
10 ~ 19	622,940	641,946	-19,006	-3.0
20 ~ 29	210,979	212,814	-1,835	-0.9
30 ~ 49	149,571	151,462	-1,891	-1.2
50 ~ 99	93,100	91,621	1,479	1.6
100 ~ 199	36,021	35,448	573	1.6
200 ~ 299	9,757	9,213	544	5.9
300人以上	10,953	9,870	1,083	11.0

(1) 中小企業をめぐる状況

現金給与総額(毎月)は1997年をピークに減少＝減少幅は規模別に異なる

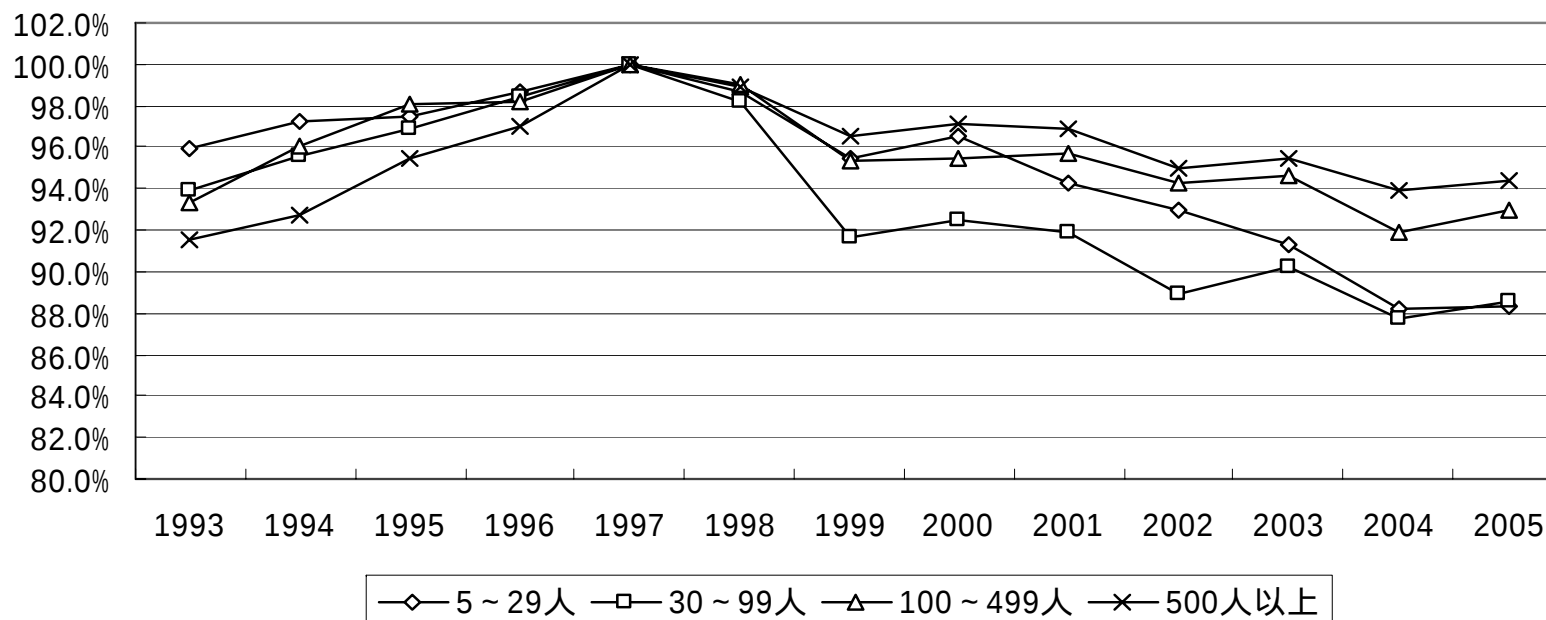
規模別給与総額



(1) 中小企業をめぐる状況

1997年以降の動向=小規模企業は低下が大きい

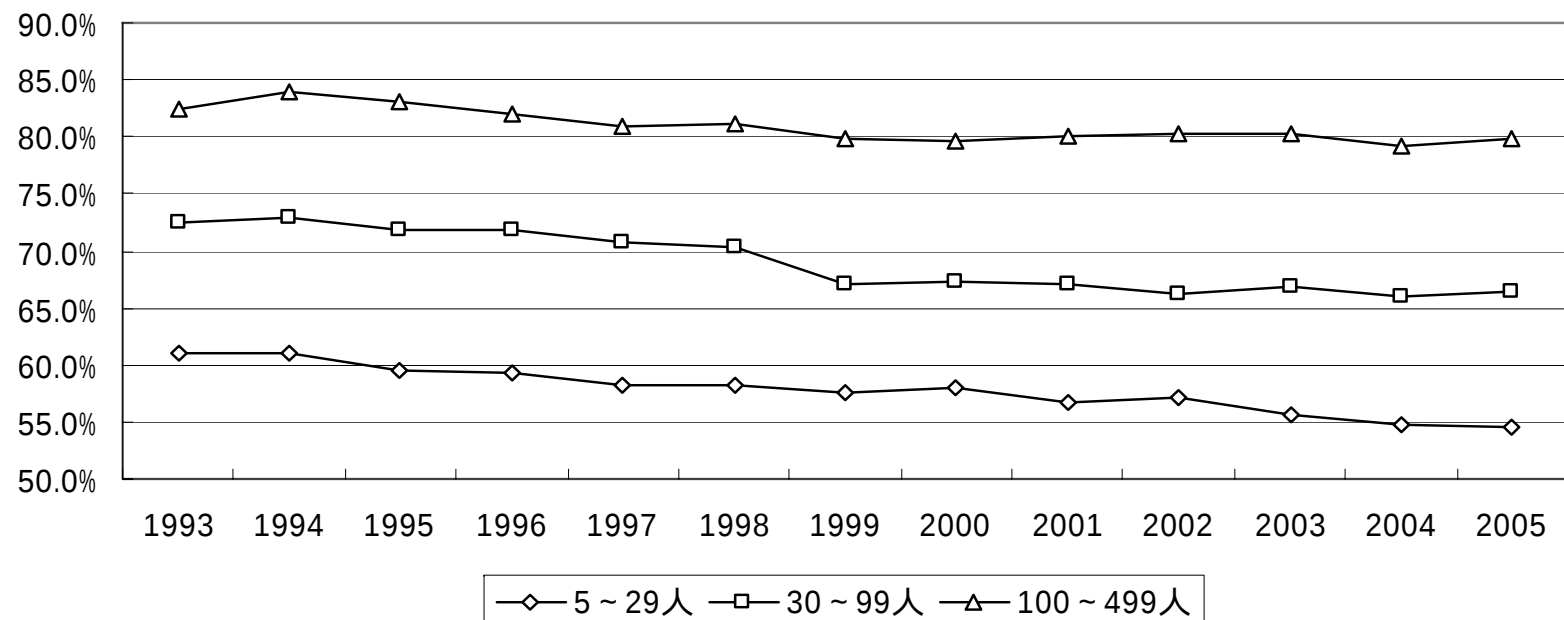
規模別現金給与総額の推移(1997年=100)



(1) 中小企業をめぐる状況

規模別の賃金の差は90年代後半から拡大

規模別現金給与総額(500人以上=100%)

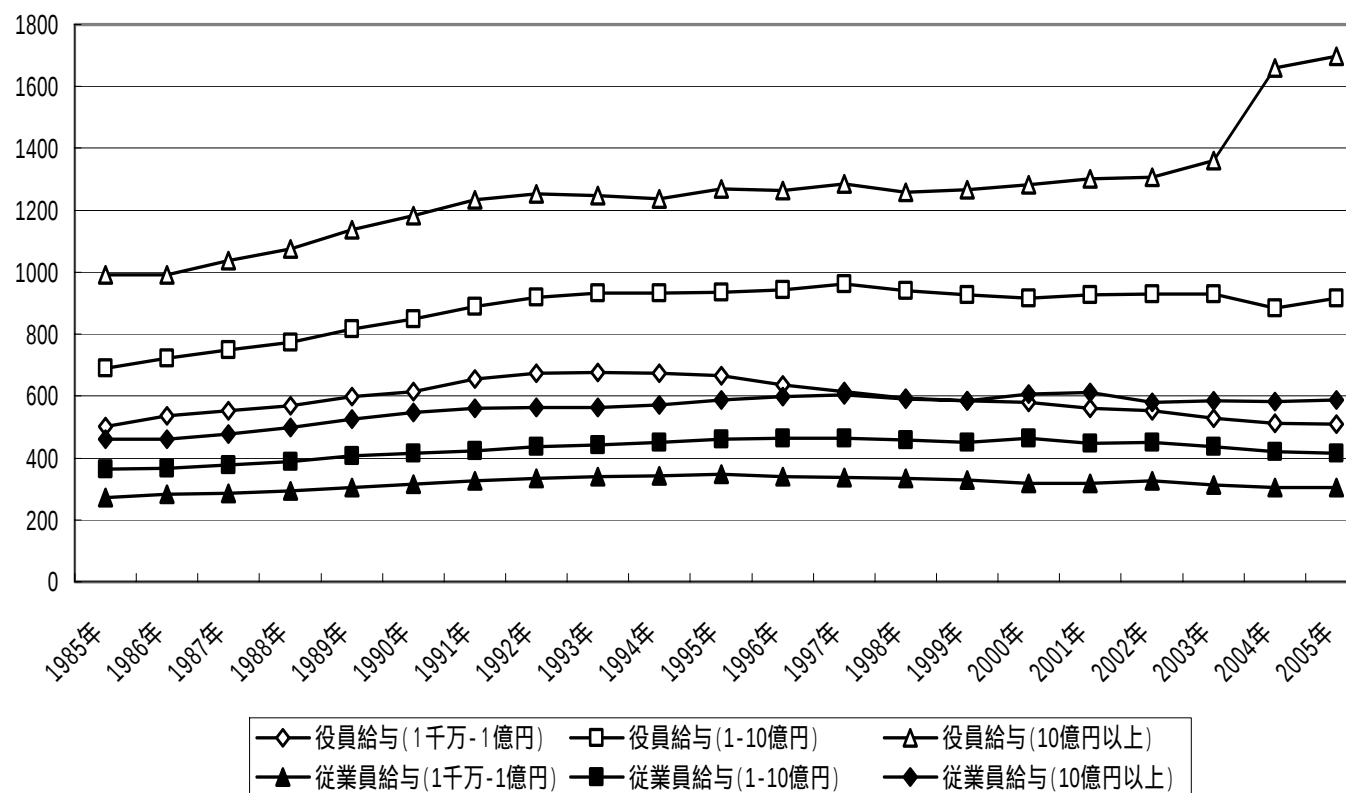


(1) 中小企業をめぐる状況

企業規模別の役員・従業員給与

中小企業の役員給与が著しい低下

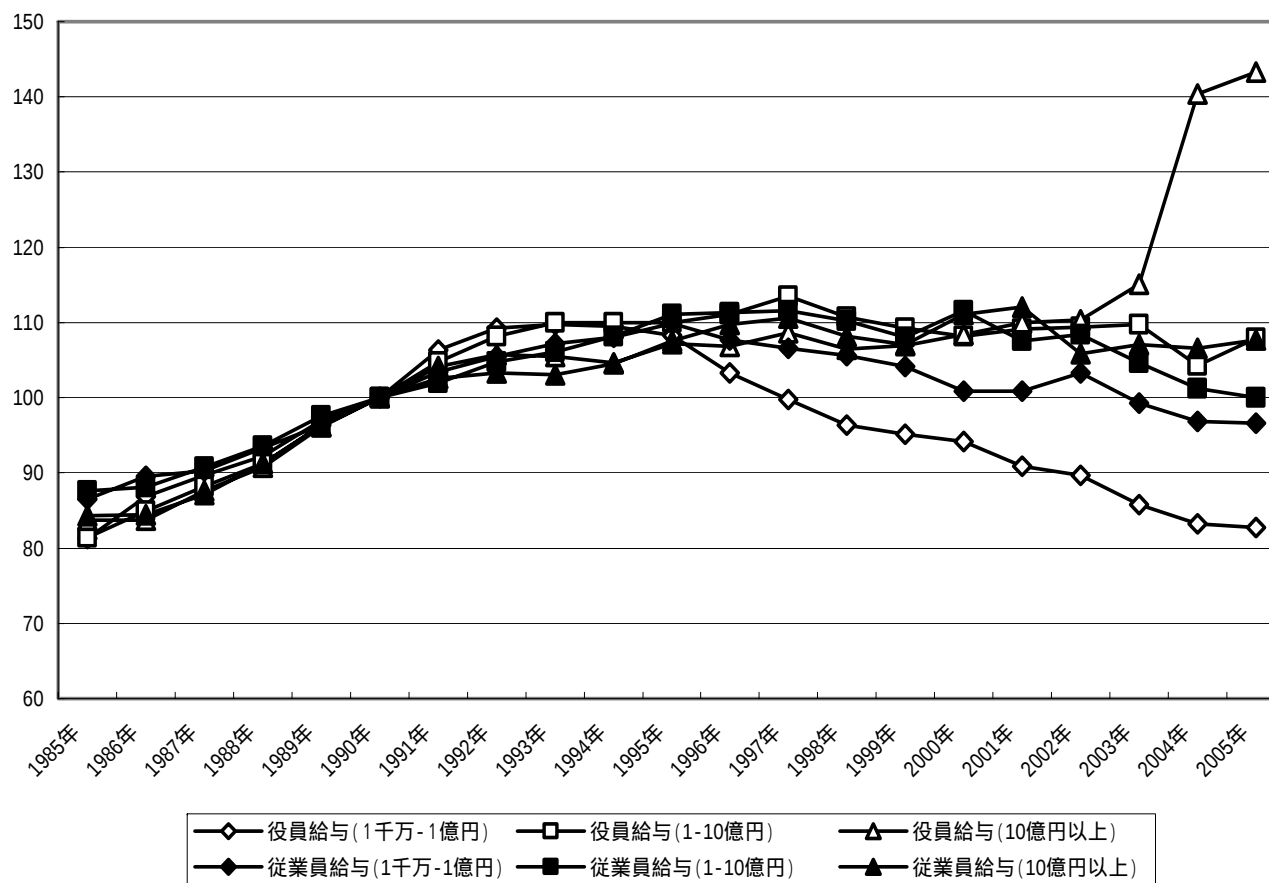
企業規模別従業員給与・役員給与(万円)



(1) 中小企業をめぐる状況

バブル崩壊後、中小企業役員給与が著しい低下

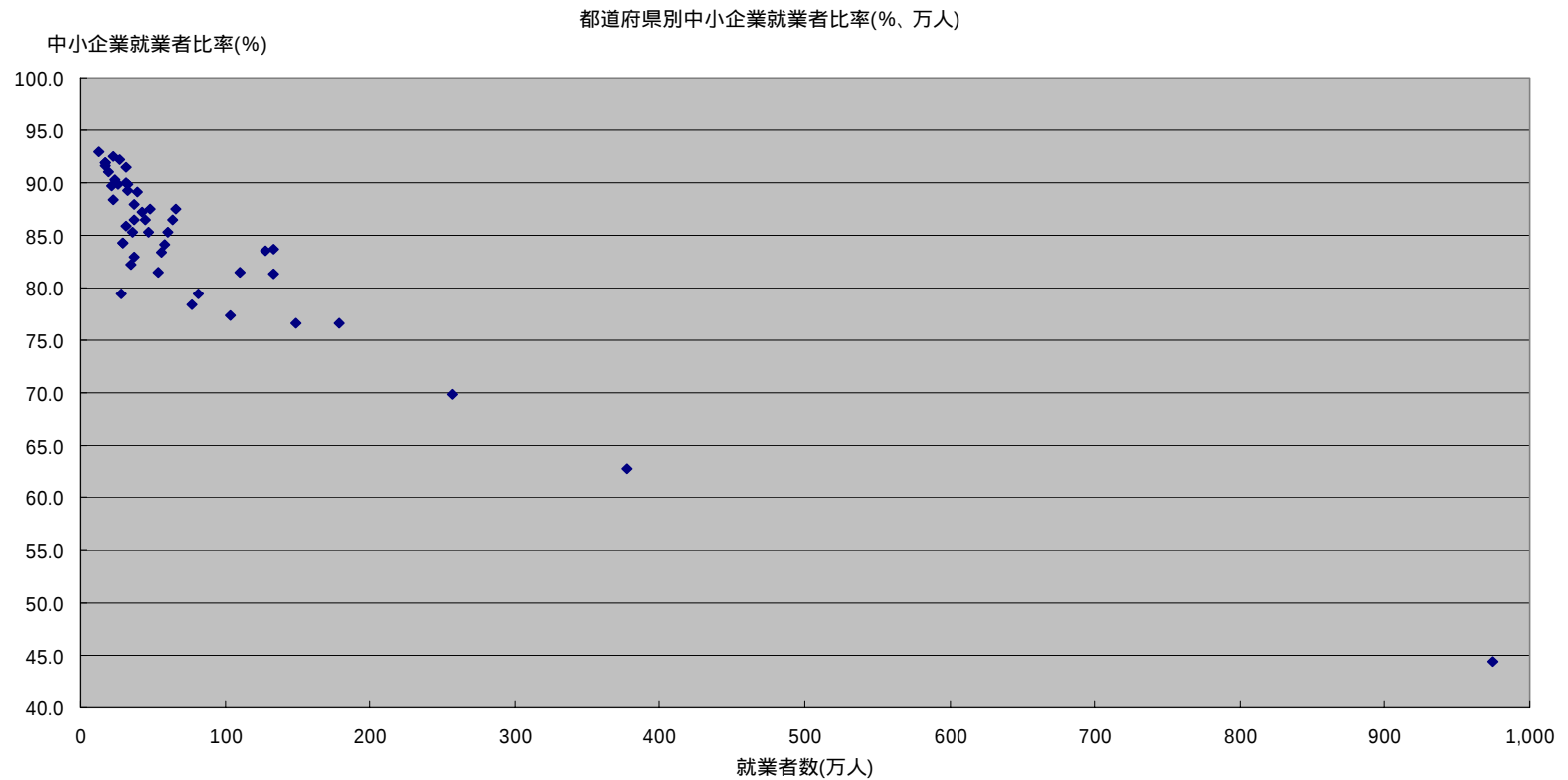
規模別役員給与・従業員給与(1990年=100)



(1) 中小企業をめぐる状況

中小企業就業者比率と就業者数の関係

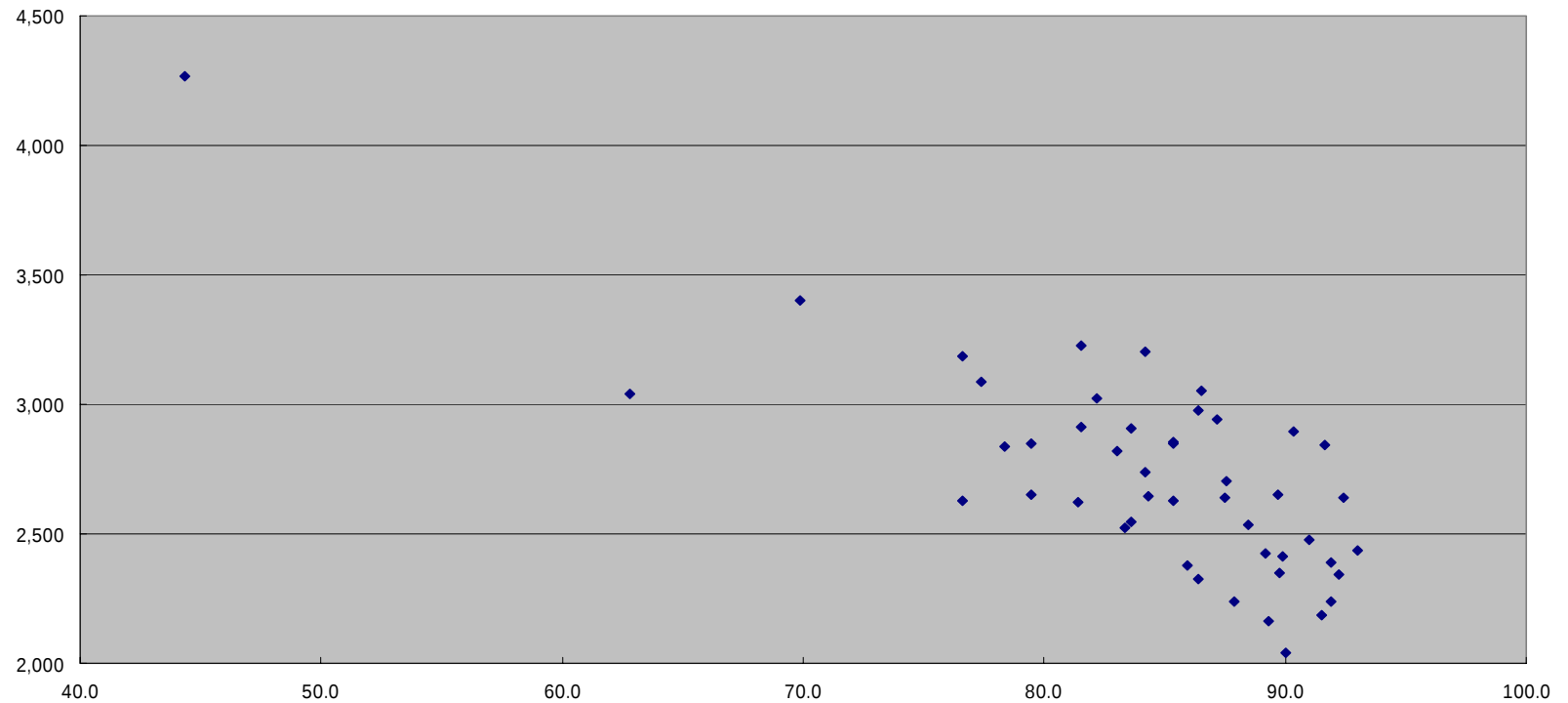
- 就業者数が少ない地域ほど中小企業の比重は高い

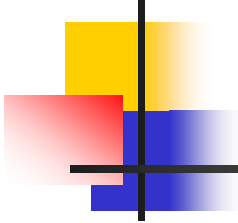


(1) 中小企業をめぐる状況

中小企業の比重の低い地域ほど県民所得が高い

都道府県別一人当たり県民所得と中小企業従業者比率

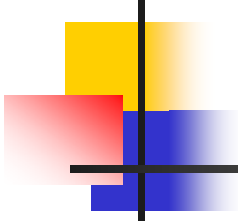




(1) 中小企業をめぐる状況

こうした現状をどう考えるのか

- グローバル化と規制緩和の進展による中小企業を含めた「大競争」時代 中小企業の階層分化が進み、「淘汰」が進む＝日本経済全体の生産性の向上につながる 政策の問題などから過度の「淘汰」が進行し日本経済全体にとっても問題
- 多くの日本の地域では中小企業が地域経済、地域社会で果たしている役割は大きい 中小企業の崩壊は地域経済、地域者の崩壊に
- 中小企業の規模による「不利」の影響



(2) 基本法改正以降の中小企業政策の混迷

- 基本法改正以降の中小企業政策

- ・産業集積政策の終焉
- ・経営革新
- ・新連携
- ・地域資源活用事業

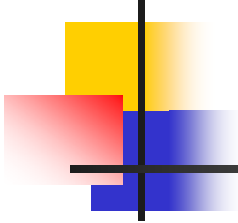
中小企業政策の方向性が見えない

場当たりの

= 中小企業の役割、あるべき姿が明確でない

中小企業自体の「異質多元」性

「中小企業問題」への問題意識の希薄さ



(2) 基本法改正以降の中小企業政策の混迷

- 中小企業政策の根拠

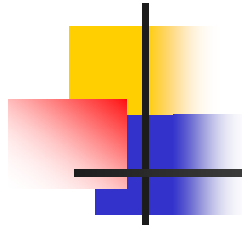
発展する・成長性のある中小企業への支援、資源の有効配分

発展する・成長性のある中小企業をどのように選択するのか

発展する・成長する中小企業を支援する必要があるのか

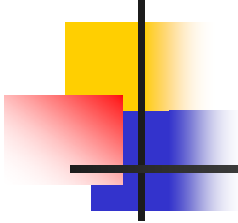
中小企業を総体として把握することの困難

- 独立した中小企業政策を持つ必然性が問われる



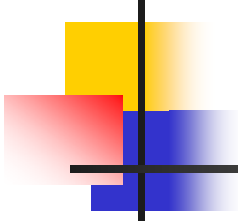
今日の話

- 1 日本経済・中小企業・中小企業政策の現状
- 2 地域経済の厳しさと地域産業政策の方向
- 3 中小企業振興基本条例の広がりと現状
- 4 中小企業振興基本条例制定に向けての課題
- 5 これからの地域産業政策・中小企業支援政策について



2 地域経済の厳しさと地域産業政策の方向

- (1) 地域経済システムの変化と求められる地域産業政策・中小企業支援政策
- (2) 「誘致型」地域産業政策と「新産業」育成策
- (3) 中小企業振興を中心とした地域産業政策



(1) 地域経済システムの変化と求められる地域産業政策・中小企業支援政策

- 地域経済システムの変化

従来地域経済の展開を支えていた経済システムが大きく変化している = 不可逆的变化

公共事業の削減

製造業の構造変化

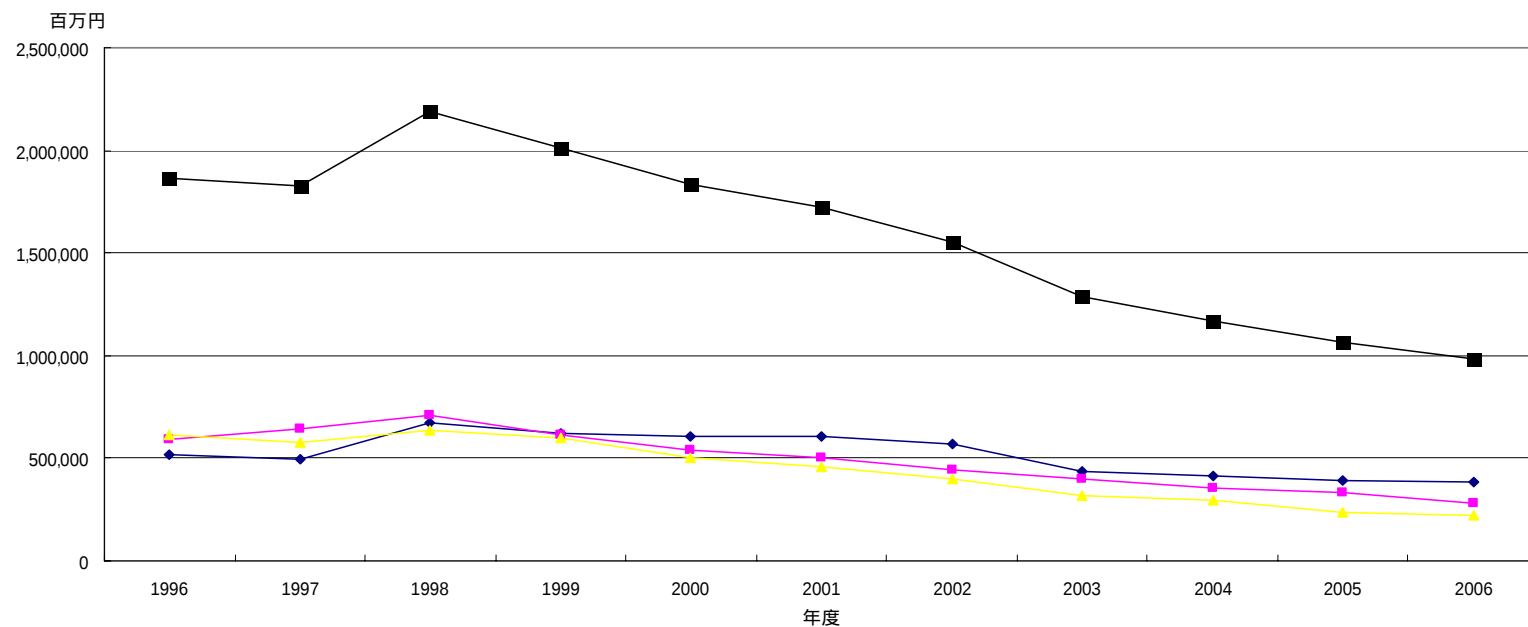
人口構造の変化

- 地域間の格差を縮小させる修復機能が小さくなっている

地域経済システムの変化

公共事業の削減

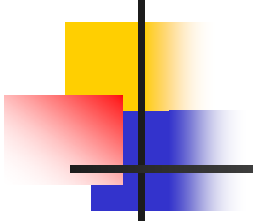
図1 - 1 北海道の公共工事の推移



注) 計には、他に公団・事業団、地方公社、その他が含まれる。なお、金額は、発注者別保証請負金額。

出所) 北海道建設業信用保証株式会社HPより作成。

—◆— 国 —■— 北海道 —▲— 道内市町村 —■— 計



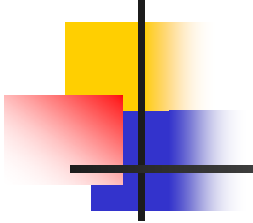
地域経済システムの変化

製造業の構造変化

- 海外生産シフトの活性化
- 自動車、電子デバイス関係産業では生産が増加
- 自動車産業、電子デバイスの誘致合戦
- 下請発注の減少、下請単価の低下

表1 製造品出荷額等1兆円以上の市町村（2004年、従業者4人以上事業所）

区市町村名	都道府県	2004年			1995年	A / B (%)
		事業所数	従業者数	製造品出荷額等（億 円、A）	製造品出荷額等 （億円、B）	
豊田市	愛知県	886	89,668	97,561	73,657	132.5
横浜市	神奈川県	3,463	111,585	42,689	54,378	78.5
大阪市	大阪府	8,768	150,360	41,358	61,733	67.0
川崎市	川崎市	1,776	55,627	38,584	51,229	75.3
名古屋市	愛知県	6,184	121,518	34,952	53,283	65.6
倉敷市	岡山県	922	36,129	34,116	33,994	100.4
市原市	千葉県	284	18,690	32,550	26,285	123.8
神戸市	兵庫県	2,188	67,602	25,084	27,277	92.0
京都市	京都府	3,355	74,078	22,265	29,720	74.9
堺市	大阪府	1,633	42,932	21,347	23,015	92.8
田原市	愛知県	69	12,198	19,993	10,829	184.6
浜松市	静岡県	2,138	64,261	19,949	19,608	101.7
四日市市	三重県	701	27,833	18,771	17,153	109.4
姫路市	兵庫県	1,178	40,495	18,541	18,368	100.9
広島市	広島県	1,444	48,962	17,667	20,400	86.6
北九州市	福岡県	1,242	51,078	17,526	22,017	79.6
大分市	大分県	428	19,455	16,694	13,883	120.2
鈴鹿市	三重県	360	22,263	16,170	13,199	122.5
宇都宮市	栃木県	563	30,669	15,321	15,518	98.7
福山市	広島県	1,276	36,517	14,515	13,761	105.5
静岡市	静岡県	1,890	46,173	14,065	18,218	77.2
狭山市	埼玉県	226	21,208	14,046	10,720	131.0
安城市	愛知県	591	37,191	13,683	13,144	104.1



地域経済システムの変化

人口の大都市圏集中

- 大都市圏集中化 人口増加地域と減少地域
- 増加地域へのサービス業の集中
- 減少地域→サービス業務の減少→人が集まらない→サービス業の更なる縮小

(1) 地域経済システムの変化と求められる地域産業政策・中小企業支援政策

～ 地域産業政策とは

地域産業 + 政策 or 地域 + 産業政策

- ・地域産業 + 政策 → それぞれの地域の特色ある産業を対象にした政策
- ・地域 + 産業政策 → 地方自治体等による産業政策 (産業支援政策、産業調整政策)

広い意味で産業政策を考える

- 経済政策、金融政策、中小企業支援政策
- 教育・訓練、土木、科学技術

狭義の地域産業政策と広義の地域産業政策

(狭義の)地域産業政策

地域産業の発展・育成・調整

中小企業支援政策

中小企業への具体的支援

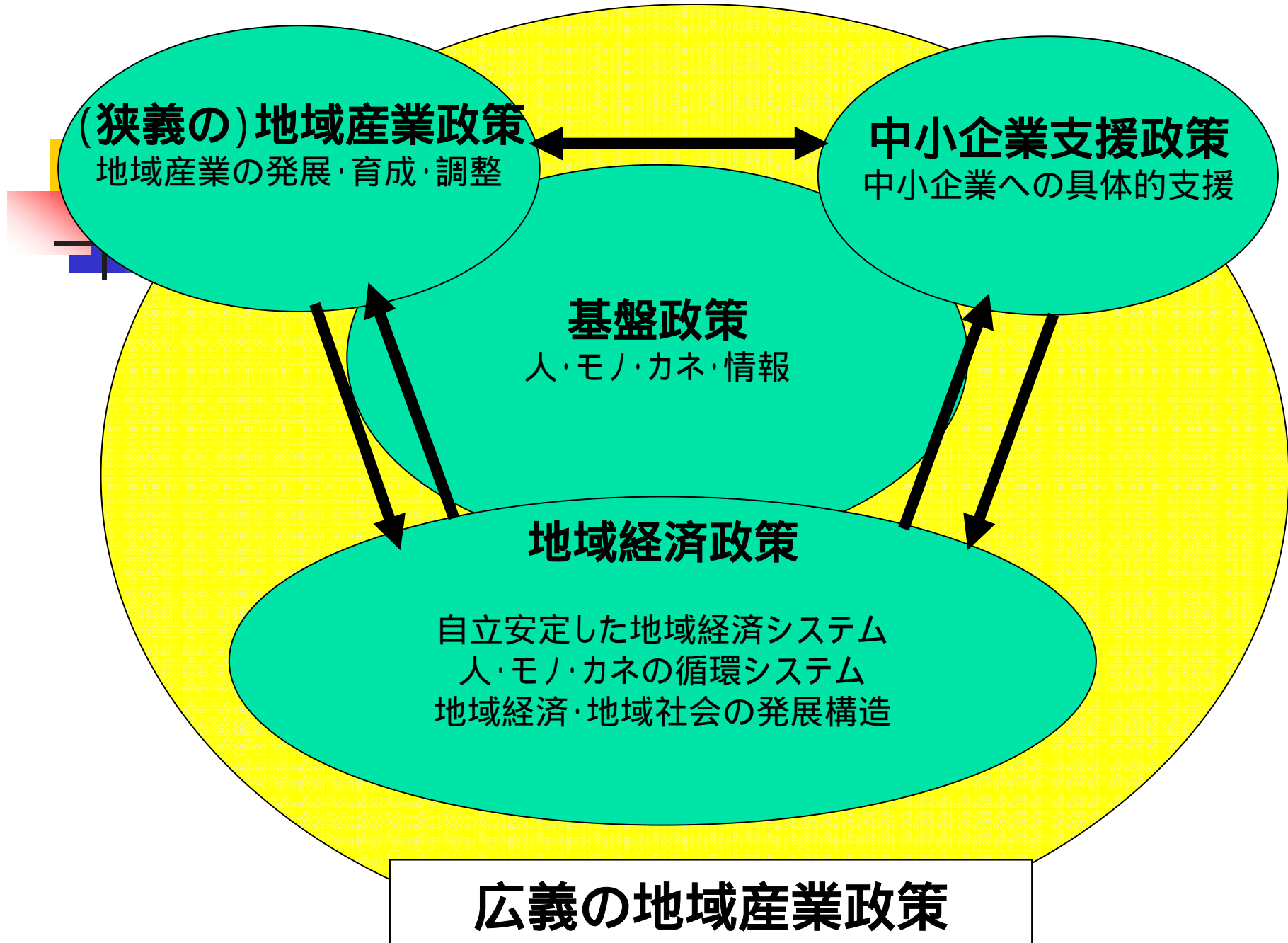
基盤政策

人・モノ・カネ・情報

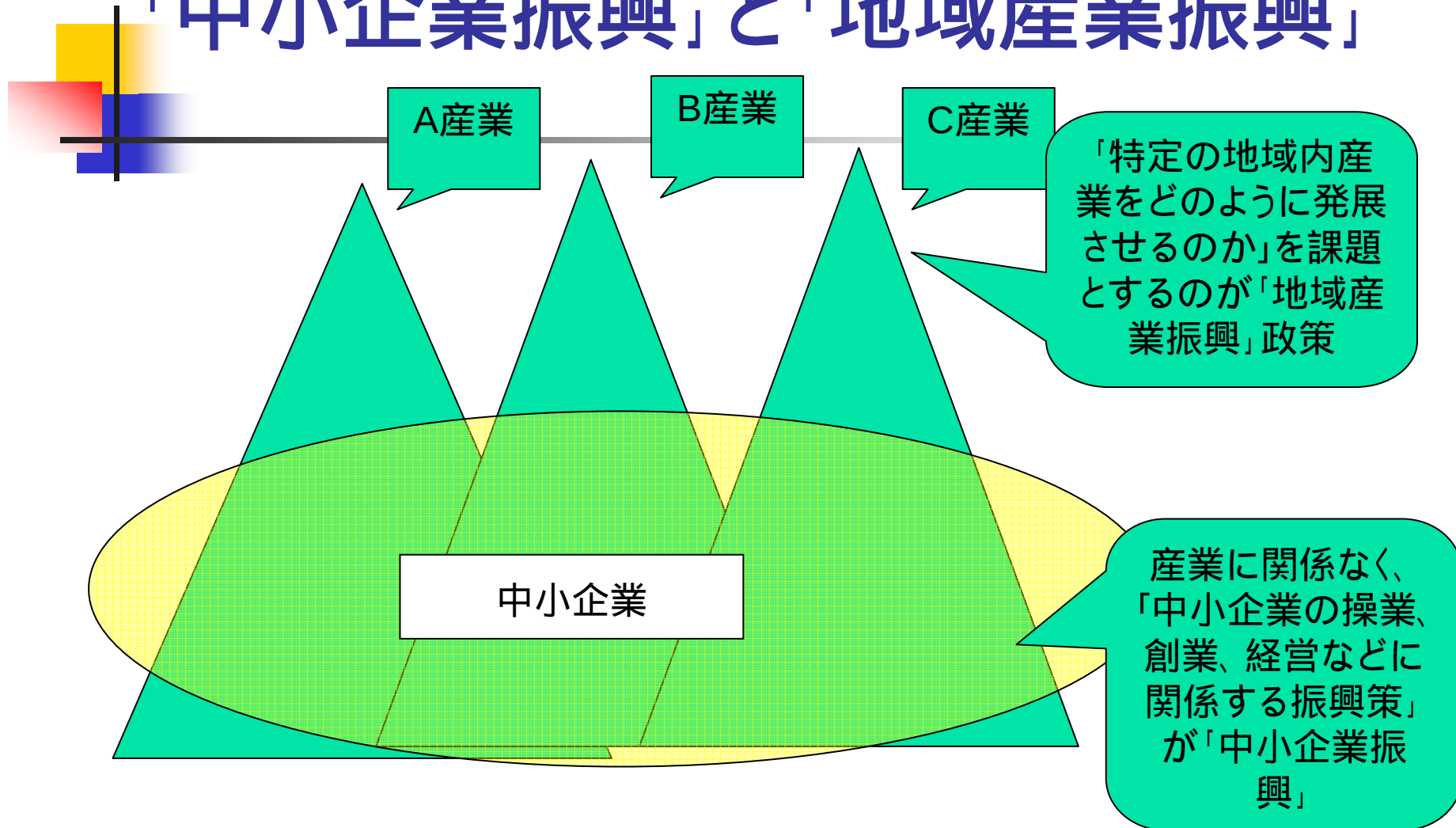
地域経済政策

自立安定した地域経済システム
人・モノ・カネの循環システム
地域経済・地域社会の発展構造

広義の地域産業政策



「中小企業振興」と「地域産業振興」



求められる地域産業政策の方向性

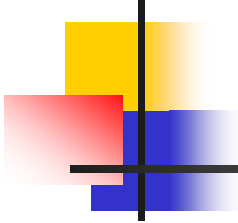
～「依存型」「従属型」地域経済から「自立型」「創造型」地域経済へ

- 大きな構造変化の時期 = 変化に積極的に対応していかなければ企業は生き残れない、地域経済は成り立たない時代である 「自立」「創造」をキーワードに
- 地域の資源を有効に活かしたビジネスの展開 = ニーズに合わせた製品開発、積極的なPR・営業活動
- 中小企業の側のニーズを明確にし、それを実現化させていくための産学官(公)協同
- 公共事業依存体質ではなく、「創造的」公共事業を地域とともに作りあげていく建設業
- 「自立的」な中小企業に向けた課題を明確にしてネットワークによって取り組んでいく

中小企業が「自立的」「創造的」中小企業に転換

地域にそうした中小企業が増えていくことによって地域自体も「自立的」「創造的」地域経済が形成されていく

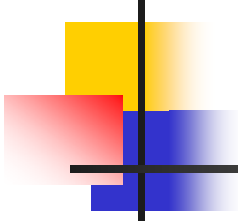
しかし、自治体の側にそうした中小企業の動きへの認識が弱い



求められる地域産業政策の方向性

～「自立型」「創造型」中小企業

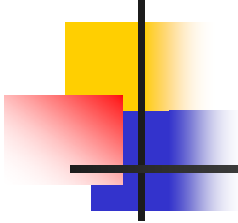
- 自らの判断とリスクで企業としての戦略と方向性を決定できる意志と能力をもつ企業
- 自ら意欲的にビジネスに関する情報を集め、目的に対して意欲的にネットワークの形成に努める企業
- 常に新しいビジネスに関心を持ち、新製品・新サービスの開発に意欲のある企業
- 企業の社会的な位置と役割を意識し、地域における社会的な活動にも関心ある企業
- 社内における従業員の教育と訓練を重視し、従業員の成長を期待している企業



求められる地域産業政策の方向性

～自治体の役割とは

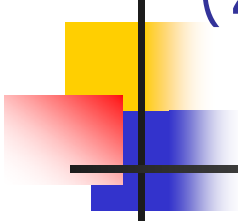
- (1) 地域経営的な視点にたって地域全体のデザインをもつとともに、さまざまな立場の人間や組織のコーディネート役
- (2) 地域経済(人・モノ・カネ)全体に対する展望と戦略
- (3) 自治体にしかできないこと、自治体でやるのが効果的であることを実施する = 基盤整備、地域内企業のPR、情報を有することを生かしての対応(データベースやネットワーク作り)、さまざまな施策の紹介など



求められる地域産業政策の方向性

～「地域経営」的な視点

- 自治体地域の経済、社会、生活、教育、都市計画、雇用などさまざまな側面に対してどのような将来像を持ち、そうした将来像をどのように実現していくのかという戦略的な対応
- 経済、社会、生活、教育、都市計画などの政策を総合的に関連させて運営していくマネジメント的な対応
- 自治体の経営を安定的に行うための対応



(2) 「誘致型」地域産業政策と「新産業」育成策

～ 誘致型と内発型

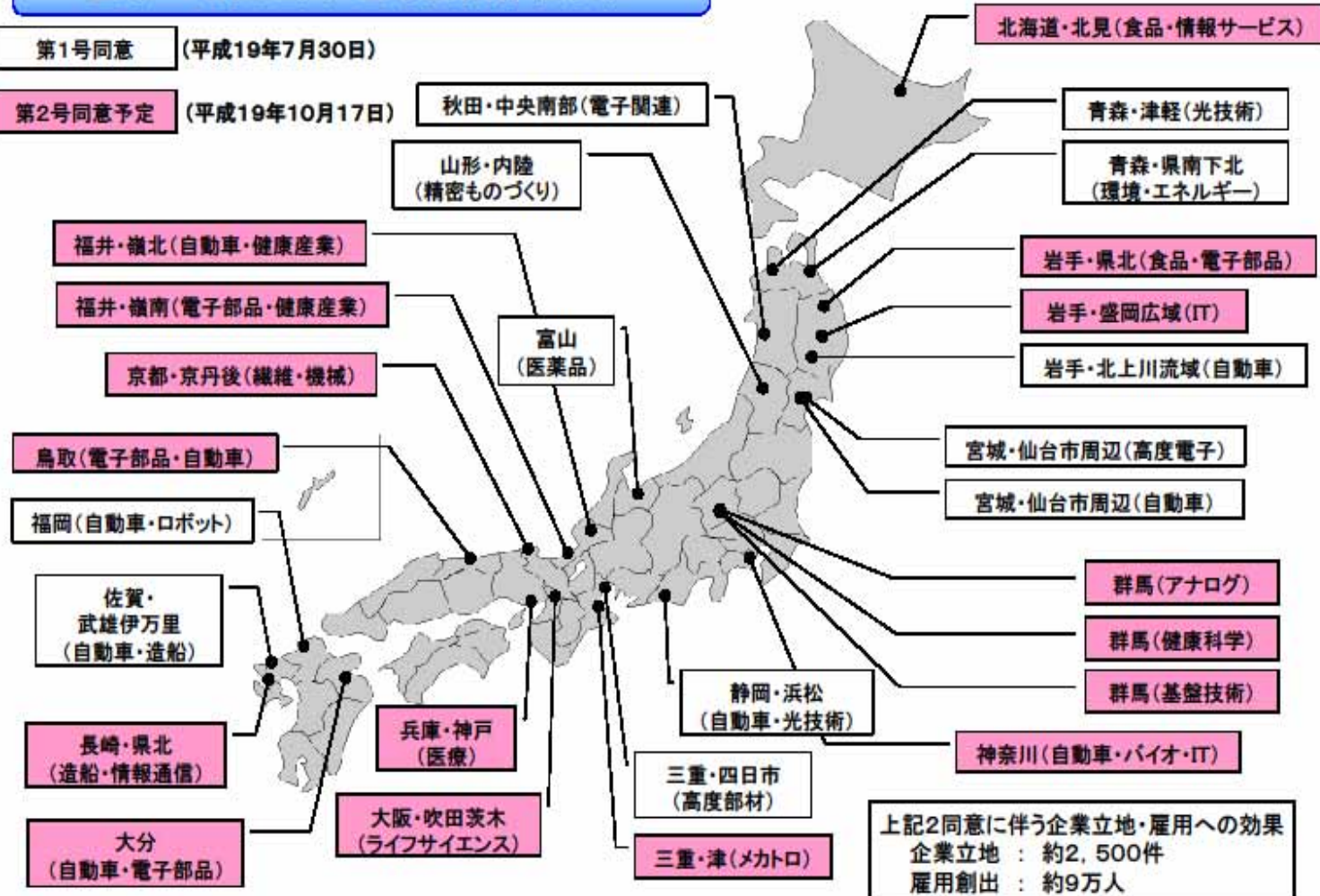
- 誘致型 インセンティブ、土地とハードインフラを用意し、企業を呼び込むだけの誘致型 → 地域の地域産業戦略に対応した形での戦略的誘致
- 戦略的誘致
 - ・既存地域産業・企業発展リンケージ(地域産業の弱点克服、地域産業の厚みを増す)
 - ・地域産業への供給新拠点(地域産業への波及)
 - ・新産業育成(地域産業をベースに or 先端型産業の移植)
- 「縮小時代」に誘致への問題意識が強まる → 新たな誘致合戦
 - ・インセンティブの拡大 大阪府
 - ・自治体挙げての総合的・戦略的誘致 東北

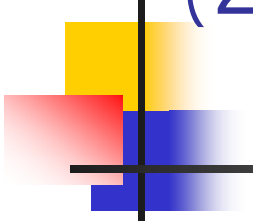
平成19年10月17日現在

企業立地促進法 基本計画作成状況

第1号同意 (平成19年7月30日)

第2号同意予定 (平成19年10月17日)





(2) 「誘致型」地域産業政策と「新産業」育成策 ～ 岩手県花巻市 「内発型」産業振興

- 「誘致型」(隣接する北上市)に対する「内発型」振興策→外部から企業を誘致するだけでなく、自ら企業を創造していくことが必要
- 1988年 花巻市独立起業家ハイテク団地建設構想研究会立ち上げ
- 1994年 花巻市起業化支援センター設立
- 1995年 工業団地テクノパークの造成
- 1995年 現在の事業に展開

花巻市企業化支援センター



(2)「誘致型」地域産業政策と「新産業」育成策

～岩手県花巻市「内発型」産業振興 起業化支援センターの特徴

- コーディネータの質の高さ 当初から販売まで含めた企業の事業活動の支援を民間の感覚で→このコーディネータならということで全国から集まる
- 市は支援センターをこれまでのインキュベータとは違った特色あるものとして支える→市と支援センターの良好な関係
- コーディネータを中心に広いネットワークの存在

(2)「誘致型」地域産業政策と「新産業」育成策

～ 岩手県花巻市 「内発型」産業振興 花巻の課題

成果

- 「誘致」と「内発」の融合 「内発」型企業の存在とサポートシステムが「誘致」を結果として促進させる → 「誘致」企業が本社を移す
- 地域から生まれた企業の発展 他地域から移ってきた企業が花巻で成長

課題

- 誘致した大手企業の撤退 → 従業者数・出荷額に大きなマイナス
- 地道な中小企業支援、新規創業支援 → 大手企業の撤退のマイナスを補うには至らない
- 評価システム → 数字で評価すると 評価に縛られる活動でいいのか？

花巻は工場の撤退の影響が大きく、事業所数は維持しながら
出荷額低迷

北上は工場誘致に成功し、事業所数減少だが出荷額増

	花巻市			北上市		
	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
1999年	218	6,996	24,201,180	303	14,691	33,177,035
2000年	232	7,105	25,568,281	307	14,684	36,739,858
2001年	230	7,173	19,349,473	298	13,217	30,198,736
2002年	214	6,838	17,069,249	276	13,199	31,873,927
2003年	217	6,979	20,298,956	281	13,287	33,102,327
2004年	201	6,708	17,287,291	265	13,153	35,749,211
2005年	207	6,677	14,764,919	283	13,891	37,486,928

出所)「工業統計」より。従業者4人以上の事業所。

(2)「誘致型」地域産業政策と「新産業」

育成策 ～自動車関連産業集積誘致を考える

- 自動車産業の誘致を重視する自治体の増加
- 自動車産業の現状と将来
- 地方自治体は自動車産業の誘致をどう考えればいいのか

表1 製造品出荷額等1兆円以上の市町村（2004年、従業者4人以上事業所）

区市町村名	都道府県	2004年			1995年	A / B (%)
		事業所数	従業者数	製造品出荷額等（億 円、A）	製造品出荷額等 （億円、B）	
豊田市	愛知県	886	89,668	97,561	73,657	132.5
横浜市	神奈川県	3,463	111,585	42,689	54,378	78.5
大阪市	大阪府	8,768	150,360	41,358	61,733	67.0
川崎市	川崎市	1,776	55,627	38,584	51,229	75.3
名古屋市	愛知県	6,184	121,518	34,952	53,283	65.6
倉敷市	岡山県	922	36,129	34,116	33,994	100.4
市原市	千葉県	284	18,690	32,550	26,285	123.8
神戸市	兵庫県	2,188	67,602	25,084	27,277	92.0
京都市	京都府	3,355	74,078	22,265	29,720	74.9
堺市	大阪府	1,633	42,932	21,347	23,015	92.8
田原市	愛知県	69	12,198	19,993	10,829	184.6
浜松市	静岡県	2,138	64,261	19,949	19,608	101.7
四日市市	三重県	701	27,833	18,771	17,153	109.4
姫路市	兵庫県	1,178	40,495	18,541	18,368	100.9
広島市	広島県	1,444	48,962	17,667	20,400	86.6
北九州市	福岡県	1,242	51,078	17,526	22,017	79.6
大分市	大分県	428	19,455	16,694	13,883	120.2
鈴鹿市	三重県	360	22,263	16,170	13,199	122.5
宇都宮市	栃木県	563	30,669	15,321	15,518	98.7
福山市	広島県	1,276	36,517	14,515	13,761	105.5
静岡市	静岡県	1,890	46,173	14,065	18,218	77.2
狭山市	埼玉県	226	21,208	14,046	10,720	131.0
安城市	愛知県	591	37,191	13,683	13,144	104.1



岩手県の自動車関連産業の集積促進

- 自動車関連産業の集積促進について
- 北海道・東北で唯一の自動車組立工場が立地する本県の優位性を活かし、すそ野が広く、高い経済波及効果が見込まれる自動車関連産業への参入・取引拡大に向けた総合的な支援を集中的に行い、本県を自動車関連産業の集積を通じた「ものづくり産業」の一大集積地形成を加速させるため、以下のような取組みを実施しています。
- - 1 育てる：地場企業等の参入促進
 - 2 創る：次世代技術の創出
 - 3 誘致する：有力部品メーカーの進出促進
 - 4 人材育成：ものづくり産業を支える人材の育成
 - 5 広域連携：隣県等との連携強化
-

ものづくり産業を支える人材を安定的に育成するしくみー工業高校ー

岩手は、社会の変化や技術革新に対応でき、ものづくりに必要な創造性と感性を持ち
人間性豊かな次代の「ものづくりスペシャリスト」を育成します

I 目的意識のある生徒を確保します(入試)

目的意識を重視した入試

- 「ものづくり」に関心があり、目的意識が明確で意欲的な生徒の確保に向けた入試の実施
- ・ 入試における面接試験(人間性及び基礎的な知識・考え方)の重視

中学校の理解促進

- 中学校の教師及び生徒に工業高校を理解してもらうための取組み
- ・ 校長による中学校訪問(トップセールス)
- ・ 担当教師及び企業による中学校訪問(中学校の教師の「ものづくり」への理解促進及び情報交換)
- ・ 担当教師及び卒業生による中学校訪問(中学生を対象とした説明会)
- ・ 中学校の生徒を対象とした体験入学の実施
- ・ 情報発信(分かりやすく魅力的な学校ホームページ、学校だより)

II ものづくりスペシャリストを育てるための一流の教育を行います(教育内容)

基本的な資質の向上

- ものづくりへの意欲、社会人としての素養、基礎学力や考える力の養成、生徒に自信を持たせる指導の推進

【学習内容】

- ・ 国数英に係る「分かる授業」の実施
- ・ 高校生キャリアアップ講座(マナー教室等)の充実
- ・ 学校教育全般においてコミュニケーション能力等を養成するためのカリキュラムの開発
- ・ 産業界の講師やインターンシップ、大学や専門学校などを活用した「ものづくり」への理解や職業観・将来ビジョンの養成

【学習形態】

- ・ 習熟度別学習、チームティーチングの導入

専門教育の充実

- 次代の「ものづくりスペシャリスト」に必要な専門的な知識、技術、技能の養成

【学習内容】

- ・ 専門科目の基本的な知識や技能・技術の確実な習得
- ・ 将来の職業を意欲した職業資格、各種検定試験への挑戦の奨励
- ・ 現代的課題(コンピュータ技術、知的所有権、環境保全等)への対応
- ・ 学習指導要領にしばられない教育課程の検討(特区や研究指定校等)

【学習形態】

- ・ 習熟度別学習、コース制や選択制の設定
- ・ 産業界、公設校、産業技術短大等の講師やインターンシップの活用

【学科構成】

- ・ 2年次からのコース制、選択制の導入
- ・ 地域の求める技術、技能を考慮した学科の精選等の検討

☆地域の産業を支える高度な産業人材の育成

- 5年間の一貫したカリキュラムによる高度な技術・技能・新技術を習得した産業人材の育成
- ・ 地域産業のニーズに応じた専攻科の設置と高校・専攻科一貫教育の実施
- ・ 高校、大学、地域企業等を構成員とする運営委員会によるカリキュラムの作成、講師の派遣、長期インターンシップの実施及び学生の技術・技能に係る習得状況の評価・改善
- ・ 専攻科の面接は校長、担当教師、産業界により実施
- ・ 専攻科修了生の就職に係る高校と地域企業等とのコンセンサスの確立

III 一流の教育を行うための人材、設備を整えます(教育環境)

やってみせれる教師の養成

- ものづくりをやってみせることのできる教師層の充実
- ・ 「わかる授業」に向けた校内外研修と授業評価の導入
- ・ 「ものづくり」技能・技術の研修と技能検定・資格試験等の取得の奨励
- ・ ものづくり指導コーディネーターによる巡回技能指導
- ・ 企業等でのインターンシップ等の長期現場研修への参加
- ・ 少人数学級による特色ある教育に対応した教員の配置
- ・ 授業優先の環境づくり(行事、会議等の精選)

設備等の充実

- 工業高校において一流の教育を行うための設備の充実
- ・ 地域の求める技術、技能を考慮した設備の厳選、整備
- ・ リース契約による5年毎のパソコンの更新
- ・ 企業現場、公設校、産業技術短大等の最新設備の活用
- ・ 部品、材料等の消耗品に係る「ものづくりネットワーク」による支援の検討

IV 技能・技術の基礎を身に付けた生徒に夢を与えます(進路指導)

地域ものづくりネットワークを活用した就職対策の推進

- 地域の産業界と工業高校の関係強化による企業と生徒とのマッチングの向上
- ・ ものづくりネットワークを活用した企業・学校間の情報交換
- ⇒ 企業・学校双方からの要望等へのフィードバックの強化
- ・ 就職担当者による企業訪問、訪問個票の作成及び同個票の学校(教員)内の情報共有
- ・ 商工関係団体やジョブカフェ等との情報交換
- ・ 企業向け学校紹介パンフレットの作成、ホームページの充実、工業科展の開催等、産業界への学校PRの強化

進路指導(就職指導)の強化

- 生徒一人ひとりの資質、能力、希望に応じた進路指導の強化
- ・ 産業界の講師や製造業に就職した卒業生、インターンシップなどを活用した「ものづくり」への理解や職業観・将来ビジョンの養成
- ・ 工業部会による進路指導担当者研修の実施
- ・ 進路指導教員間の情報共有
- ・ 進路希望実現状況調査及び卒業1年後の離職率調査の実施と調査結果の分析
- ・ ジョブカフェなどによる職場定着に向けた支援

V 長期的な観点から「ものづくり」への関心を高めます(地域貢献・PR)

地域に開かれた学校づくり

- 地域貢献の実施等による工業高校への地域住民(親を含めた)の理解促進

【教師】

- ・ 技術指導等の人材派遣、テクノボランティア、地域への学習支援
- ・ 公開講座の開催
- ・ 地域活動への参加

【生徒】

- ・ 奉仕活動、ボランティア活動
- ・ 地域活動への参加

【学校】

- ・ 学校外部評価の実施及び評価結果の公表
- ・ 学校だより、ホームページの充実、工業科展の開催等、地域への情報発信の強化

小・中学校との交流の強化

- 小・中学校との交流を強化し、児童・生徒や教師の「ものづくり」への関心を高める
- ・ 小・中学校における「ものづくり教室」の開催、文化祭、部活動、「技術・家庭」等教科指導

地域ものづくりネットワークによる産業人材育成の推進(PDCAサイクルによるネットワークの進化)

資料 8

県立工業高等学校専攻科のイメージ（案）

1 基本理念

「本県の技術・技能を継承し、ものづくり産業を支えるエキスパート」を育成する

- (1) 工業高校で学んだ専門的な技術・技能を深め、高い実務能力を備えた人材
- (2) 課題解決能力と創造的な発想力を持ち、総合的にものづくりを担える人材
- (3) 将来は企業の経営戦略に応じた製品の造りこみができる生産現場の牽引役となる人材

2 特 色

- (1) 地域の産業と密接な関係がある専門分野の講義と演習・実習を一体化した指導
- (2) 企業と岩手大学、産業技術短期大学校等から、第一線の指導者を招聘
- (3) 長期の企業研修により、課題解決できる総合的な技術力と実践力を養成
- (4) 素養と意欲のある学生に技能五輪への出場に向けた技能向上の支援

3 専攻科を設置する県立高等学校

岩手県立黒沢尻工業高等学校（北上市）

4 設置コース・募集人員・修業年限

コ ー ス	募 集 人 員	修 業 年 限
機 械 加 工 コ ー ス	5～10 名	2 年
電 気 ・ 電 子 コ ー ス	5～10 名	2 年

5 学習内容、カリキュラム等

大学、企業等と協議、調整のうえ、取りまとめる。

6 協力企業（指導者協力企業、企業研修協力企業）

地域ものづくりネットワーク参加企業

7 取得できる資格

(1) 機械加工技能コース

機械加工技能士 2 級、金型製作技能士 2 級、機械保全技能士 2 級など

(2) 電気・電子技能コース

電気機器組立て技能士 2 級など

8 志願資格

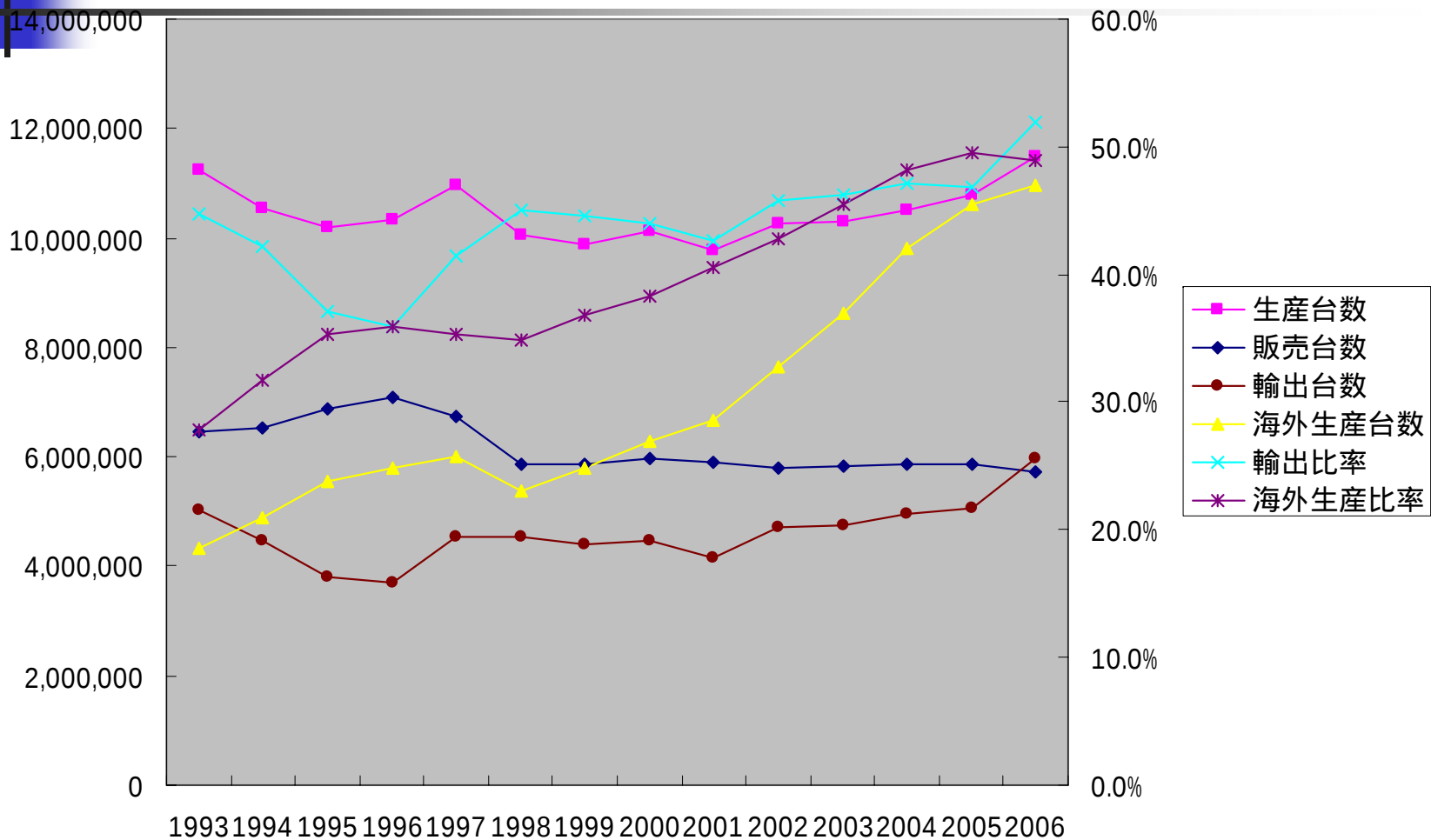
- (1) 県内の工業高校を、卒業又は平成 19 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第 69 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) なお、県内の県立工業高等学校において長期インターンシップを受講するとともに、志願するコースに関係する職種について 3 級技能士の資格を取得していることが望ましいこと（長期インターンシップの受講及び資格取得については見込みを含む）

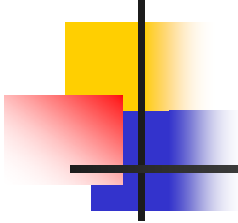
9 卒業後の進路

県内の製造業に就職し、技術・技能のエキスパートとして、生産技術の推進役を担う。

自動車生産、販売、輸出、海外生産の推移

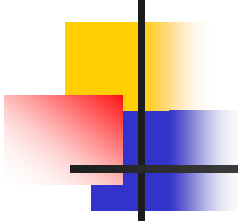
自動車生産





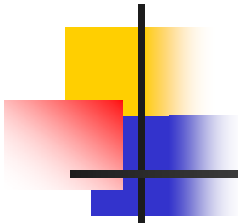
自動車産業振興政策に抵抗する花巻の中小企業経営者たち

- 花巻市 次世代産業策定委員会
- 県、市からは自動車産業を次世代産業に位置づける計画 一部の中小企業経営者たちの抵抗
- 1990年代以降の誘致企業の撤退 → 多くの中小企業が影響 → 取引の多角化、自立的企業を推進、起業化支援センターも支援 → 再び誘致型の自動車を中心の対応を迫るのか？
- 自動車産業特有の問題 大きな設備投資 自動車産業特有の取引慣行



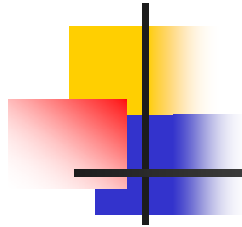
自動車産業の今後

- 国内需要の伸び悩み → 高齢化と人口減少、原油価格
- 海外需要の拡大 → BRICs等の市場拡大 → 現地生産化
- 部品生産の動向 輸出がどれだけ現地生産に置き換わるか
- コスト 生産コスト+物流コスト



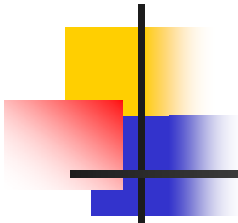
日本経済、中小企業政策、地域経済の現状 から見た中小企業振興基本条例の意義

- 中小企業の存在意義、役割を明確に → 中小企業政策の方向性
- 地域、地域経済の方向性とその中での中小企業の存在意義、役割を明確にしていく
→ 自治体が中小企業を支援する根拠
- 中小企業自身が地域の中で果たすべき役割についての宣言



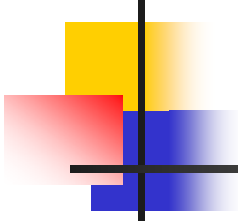
今日の話

- 1 日本経済・中小企業・中小企業政策の現状
- 2 地域経済の厳しさと地域産業政策の方向
- 3 中小企業振興基本条例の広がりと現状
- 4 中小企業振興基本条例制定に向けての課題
- 5 これからの地域産業政策・中小企業支援政策について



3 中小企業振興基本条例の広がり と現状

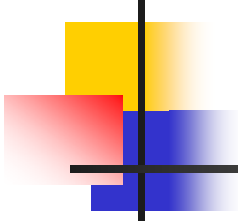
- (1) 中小企業振興基本条例の広がり
と現状
- (2) 振興基本条例の役割



(1) 中小企業振興基本条例の広がりと現状

中小企業振興基本条例の展開

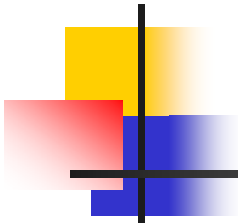
- 0期 国等の政策の受け皿
- 1期 墨田区条例(1979) 自立的条例のスタート
- 2期 墨田区条例をモデルに 地域ごとに工夫を
- 3期 八尾市条例(1999) 条例を軸に地域産業政策・中小企業支援政策を展開
- 4期 帯広市条例、千葉県条例(2007) 地域の独自の課題を条例に組み込む 条例制定に向けてさまざまな問題を議論



地域での中小企業振興はなぜ必要か

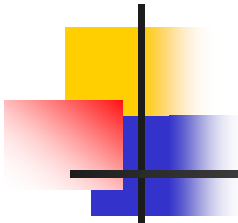
～グローバル経済時代、脱大量生産時代の地域経済

- IT化、グローバル化時代に世界を瞬時に移動するマネーが経済を発展させると同時に不安定化させる→地域経済の基盤を確立させること、「意志を持ったカネ」
- 大量生産時代には、生産と生活を切り離し生産の最大効率化を図る→脱大量生産時代には地域を「生産と生活の公共空間」として位置づけなおしていく＝生産と生活の両方の側面で危機的状況にある地域



地域での中小企業振興はなぜ必要か ～ 地域循環、地域資源活用の必要性

- グローバルな動きに直接巻き込まれない
地域内の循環 - 人・もの・カネ・情報の顔
の見える、相互理解できる範囲での循環
- カネに関しては「意志あるカネ」として利用
されていく流れ = 金融アセスメント
- 「生産と生活の公共空間」としての地域の
重要性 = 地域資源活用型企业・産業、地
域密着型企业・産業の重要性



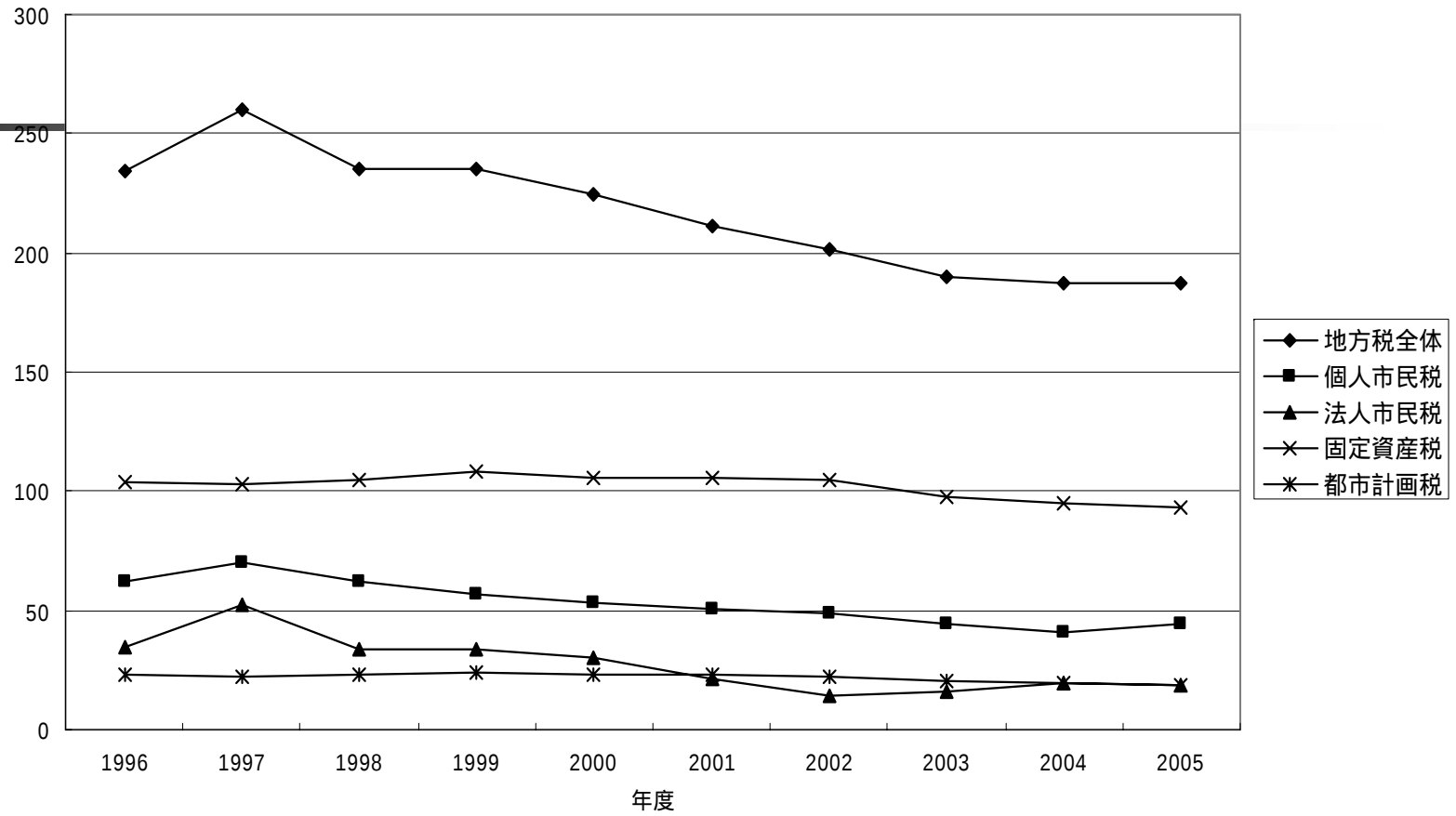
地域での中小企業振興はなぜ必要か

～ 地域を基礎にした経済

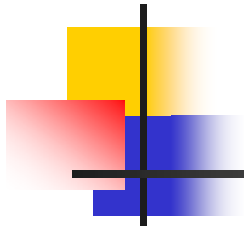
- グローバル経済がもたらす不安定 大阪の東大阪市と門真市の財政収入
- グローバル経済から自立した地域経済システムの確立
- 自立した地域経済システム = ヒト・モノ・カネ・情報の地域内循環

図3 大阪府門真市の地方税収入

億円

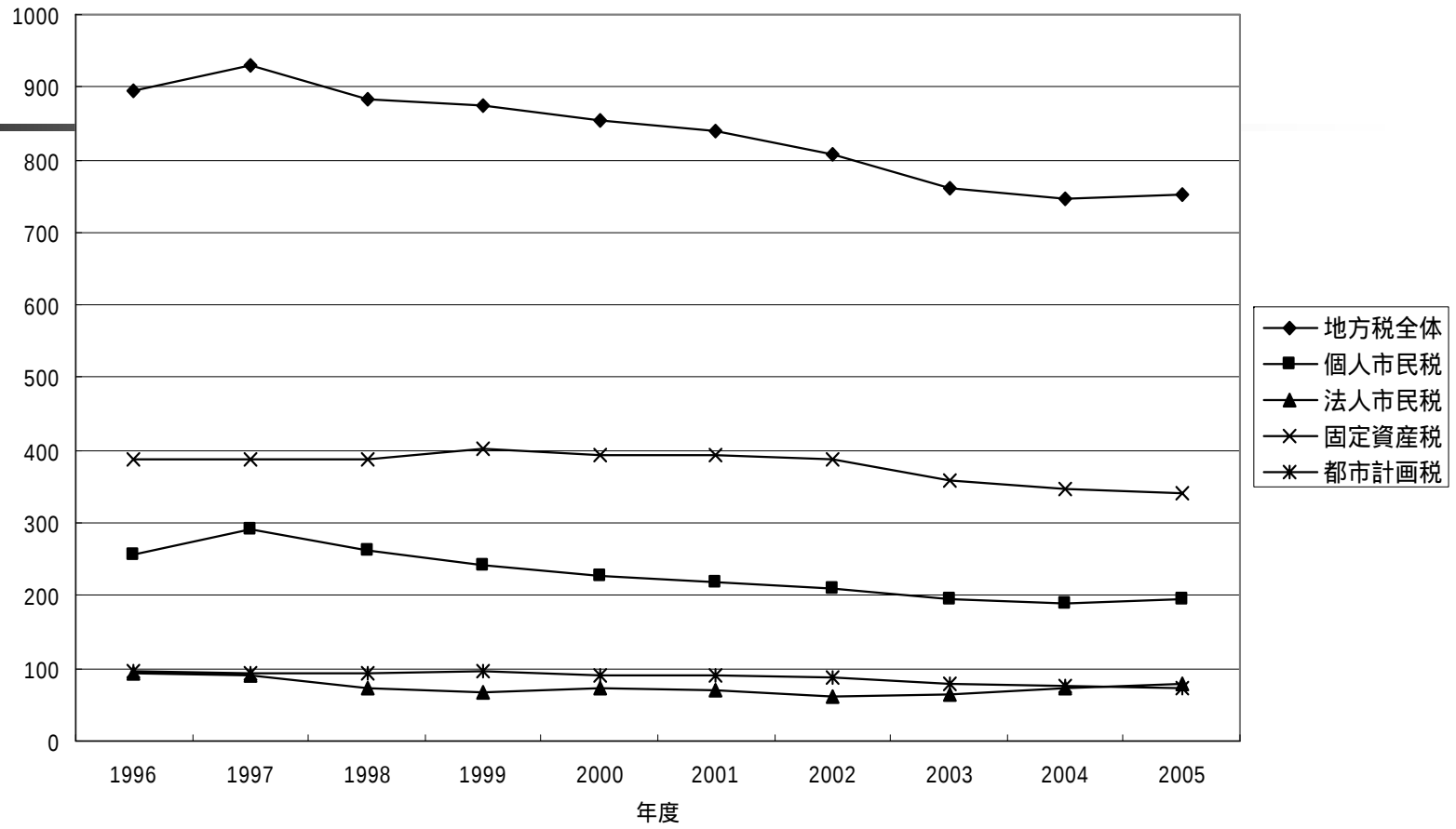


出所)図2と同

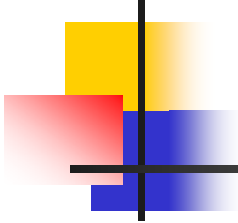


億円

表2 大阪府東大阪市の地方税収入



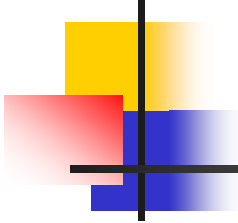
出所)大阪府ホームページより作



地域での中小企業振興はなぜ必要か

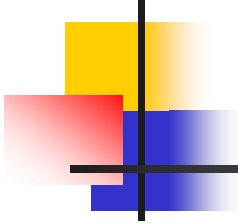
～ 地域における中小企業の果たしている役割

- 雇用の場
- 地域における人・モノ・カネの流れを活性化させ、経済活動を促進させる担い手
- 地域内に存在するさまざまな需要に対応したもののやサービスの供給を通じて地域社会を豊かにする
- 地方自治体にとっての中小企業
地域ごとに客観的に整理する必要



(2) 振興基本条例の役割 ～ 基本条例の意義

- 地方自治体自身が中小企業ないし、地域の産業を振興するという立場を何より自治体の内部(つまり役所や職員、議員)に対して明確にする
- 地域の中小企業に対して自治体のスタンスを明示することを通して、自治体の考えと方向性を理解させる
- 行政の姿勢の連続性を担保するもの



(2) 振興基本条例の役割

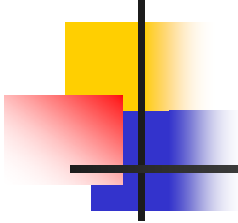
大阪府八尾市ーキャッチアップからモデルへー

- 産業集積都市の中で最も政策的に遅れた都市 → 1997年の中小企業都市サミットのころから他都市の事例を意識的に吸収し、短期間に政策を展開
- 八尾市中小企業地域経済振興基本条例、基本計画などで「産業集積」を重視 = 「地域経営」の根本の一つとして
- 公・民・学の協力体制
- 大学との「包括提携」、中小企業サポートセンター、地域再生計画「ものづくりのまち・八尾」担い手育成計画など新たな展開
- 役所内の人材育成 = 公募方式(やる気のある職員を積極的に活用、専門職的な位置づけ、経済産業局など外部に派遣)

(2) 振興基本条例の役割

大阪府八尾市～産業振興の重要性の認識とスタートアップ期

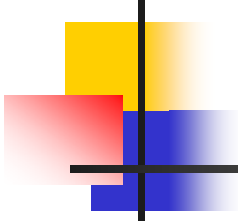
- 1991年3月 八尾市産業振興ビジョン
- 1997年5月 第1回中小企業都市サミット(東大阪市)
- 1997年6月 地域産業集積活性化法施行
- 1998年5月 八尾市産業振興会議設置
- 1998年10月 八尾市産業振興に関する提言
- 1999年3月 工業集積研究会による『八尾市製造業による実態調査報告書』
- 1999年3月 市議会で「政府・大阪府に地域経済振興対策の充実を / 八尾市に基本条例制定を求める決議」を全会一致で可決



(2) 振興基本条例の役割

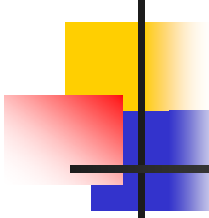
大阪府八尾市～施策の確立と展開

- 1999年度 市内製造業の基本データベース作成
産業振興アドバイザー制度
- 2000年度 公的制度学習会→創造法、経営革新法の有効利用のための勉強会→終了後01年2月 異業種交流グループ マテックヤオに(29社)
- 2001年度 第4次八尾市総合計画策定→**計画の柱の一つとして「産業構造の変化に対応した日本を代表するものづくり都市の形成」が位置づけられる**



(2) 振興基本条例の役割 大阪府八尾市～施策の発展

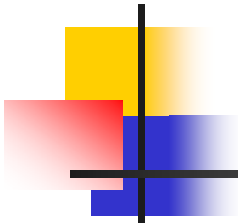
- 2001年3月 **八尾市中小企業地域経済振興基本条例**の制定→4月に施行
- 2002年6月 八尾市中小企業サポートセンター設立
- 2003年度 産業振興会議に産業集積部会を設置し、産業集積振興のための議論を
→ 産業集積の「縮小」をどうするのか
- 2004年度 地域再生計画



(2) 振興基本条例の役割

大阪府八尾市～八尾市の施策のポイントは？

- 1997年段階では、他都市と比べ特色がない
- 1997年から短期間に集中的に産業振興の体制と仕組みを整えてきた = 遅れたことによる後発性の利益を最大限に活用
- まず現状を把握 調査、企業訪問、担当部局内部での問題共有(製造業実態調査)
- 市民や中小企業との協同(産業振興会議)
- 市の仕事に位置づけさせる(総合計画、基本条例など)
- 真摯な中小企業者の地道な活動(竹湊地区のユースシンク21など)
- 最近では全国から八尾市に視察が



(2) 振興基本条例の役割

大阪府八尾市～進化する産業振興政策

- 職員育成 産業振興担当職員の公募制、近畿経済産業局への派遣
- 予算確保 国のプロジェクトの有効活用
- 他部門との協力 教育委員会 学校教育で地元中小企業を位置づける→将来の人材確保、地域中小企業との協力
- サポートセンターの事業の拡充



(2) 振興基本条例の役割

大阪府八尾市 ～ 八尾モデル

- 八尾の特徴 = 後発性の利益(先駆的自治体の経験の徹底的活用)、定石(産業振興会議の設置、振興条例、基本計画での位置づけ)、職員の積極的な企業訪問とネットワーク作り(企業を知っていることの強み)、予算の使い方のうまさ(効率性、機動性)、職員の意識的な育成、国の施策の積極的な利用、専門家の活用 短期間にさまざまな施策を体系的に打ち出す = 「八尾モデル」→ 他の自治体にも展開(* その一つの例が大東市)
- 地域の中小企業支援、ものづくりのまち・中小企業のまち八尾の押し出しの一方、八尾の産業の将来的な姿、産業政策的な発想は不十分



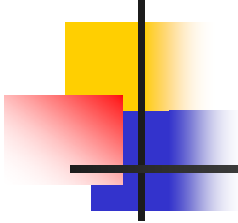
(2) 振興基本条例の役割

大阪府八尾市～「縮小」する産業集積

	大田区			東大阪市			八尾市		
	事業所数	従業者数	製造品等出荷額(億円)	事業所数	従業者数	製造品等出荷額(億円)	事業所数	従業者数	製造品等出荷額(億円)
1985年	8,897	95,604	16,913	9,933	93,906	16,759	4,005	47,745	9,822
1990年	7,860	77,367	17,942	9,810	92,885	20,615	4,229	50,091	13,441
1995年	6,787	62,864	13,948	8,933	82,851	13,948	4,305	48,415	12,526
2000年	6,158	50,988	10,928	8,078	70,822	13,375	3,962	43,972	11,959
2005年	4,774	37,500	7,590	6,405	58,649	11,581	3,296	38,822	11,107

全国の産業集積地の職員配置状況と商工予算の割合、商工予算の内訳と実績
(単位千円、人)

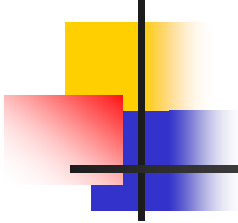
		八尾市	東大阪市	尼崎市	墨田区	大田区	川口市	岡谷市
2002年度	一般会計決算	83,443,581	181,670,226	182,994,935	88,701,354	182,371,995	131,375,071	24,138,872
	うち商工費	362,739	271,133	4,289,519	3,723,102	2,135,550	1,181,808	3,754,807
		0.4%	0.1%	2.3%	4.2%	1.2%	0.9%	15.6%
	全職員数	2,477	4,488	4,645	2,371	5,805	4,041	1,042
	うち商工担当	6	28	24	19	27	31	20
		0.2%	0.6%	0.5%	0.8%	0.5%	0.8%	1.9%
2006年度	一般会計決算	86,511,424	167,397,331	176,426,817	87,903,023	218,903,295	123,309,647	19,085,027
	うち商工費	372,660	1,970,280	3,174,801	1,610,092	2,554,766	1,307,619	2,461,215
	全職員数	2,368	3,976	3,778	2,075	5,215	3,965	981
	うち商工担当	6	32	19	15	24	27	19
2007年度 (予算)	一般会計予算	85,458,096	168,986,408	175,551,636	90,531,000	214,713,521	129,040,000	18,518,000
	うち商工費	367,564	1,993,527	3,263,263	1,722,465	3,930,217	721,772	2,513,523
		0.4%	1.2%	1.9%	1.9%	1.8%	0.6%	13.6%
	全職員数	2,336	3,944	3,622	2,048	5,062	3,922	963
	うち商工担当	5	32	17	15	24	28	18
		0.2%	0.8%	0.5%	0.7%	0.5%	0.7%	1.9%



(2) 振興基本条例の役割

北海道帯広市 基本条例策定の背景

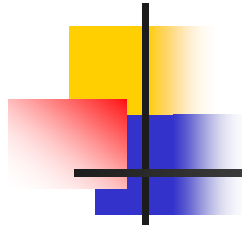
- 中小企業家同友会帯広支部の地域を重視した地道な努力の延長線上に
- 他地域の条例を意欲的に学ぶとともに、帯広の特徴、帯広の課題を重視していた
- 商工会議所や市役所との連携を重視し、問題意識を共有させながら、進めていった



(2) 振興基本条例の役割

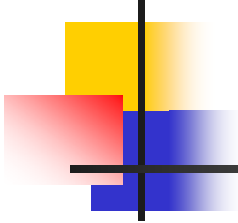
北海道帯広市 中小企業振興協議会

- 4つの部会の設置 モノづくり・創業部会、経営基盤・人材部会、交流部会、産業基盤部会
- 市役所と中小企業経営者、専門家の積極的な意見交換 市役所側の認識の変化、中小企業経営者側の政策作成の難しさの認識
- デザインをどのように描いていくのか、具体的な施策にどのように落とし込むのか 解決しなければならない新たな課題の登場



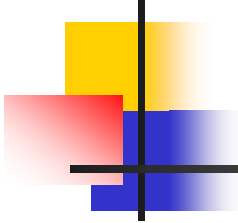
今日の話

- 1 日本経済・中小企業・中小企業政策の現状
- 2 地域経済の厳しさと地域産業政策の方向
- 3 中小企業振興基本条例の広がりとは現状
- 4 中小企業振興基本条例制定に向けての課題
- 5 これからの地域産業政策・中小企業支援政策について



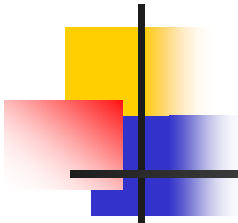
4 中小企業振興基本条例制定 に向けての課題

- (1) 制定に向けての動き
- (2) どのような内容にするのか
- (3) 制定後にどのように活用していくのか



(1) 制定に向けての動き

- 制定に向けての運動・連携づくり
- 効果的な提案者 首長(自治体)、議会(議員)、同友会、商工会議所、他経済団体、市民
- 地域ごとの政治的な状況
- 制定によるメリットの検討(制定に費やす労力と制定によるメリットの比較)



(2) どのような内容にするのか

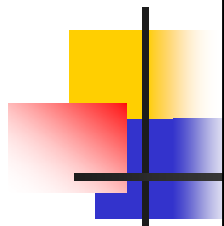
- 条例自身も進化 問題への対応
- 県レベルと市町村レベル
- 絞込み or 広がり
- 「中小企業振興」とはどのような状況を想定するのか？ ベンチャー支援、上場する中小企業を作り出す 中小企業の底上げ

各県の振興条例の比較

(神奈川県庁作成)

	福島県	茨城県	埼玉県	千葉県	三重県	京都府	熊本県
	2006年10月	2004年3月	2004年12月	2007年3月	2005年10月	2007年3月	2007年3月
前文	○		○	○	○		○
目的	○	○	○	○		○	○
定義	○	○	○	○			○
中小企業振興の基本理念	○	○	○(基本方針)	○	○		○
責務・役割等							
県	責務	責務	責務	責務	責務		責務
市町村	役割						
中小企業者等	努力	努力	努力	努力	「事業者」の責務		努力
中小企業団体	努力	努力		役割			
大学等				役割			
大企業等				役割			
県民	理解・協力	協力	理解・協力	理解・協力	責務		理解・協力

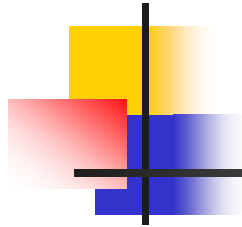
	福島県 2006年10月	茨城県 2004年3月	埼玉県 2004年12月	千葉県 2007年3月	三重県 2005年10月	京都府 2007年3月	熊本県 2007年3月
中小企業振興の基本方針・施策等	基本方針	基本方針・ 施策	大綱				
経営革新の促進	○	○	○		○	○	○
創業の促進	○	○	○	意欲的な取 組みを促 進	○	事業環境の 整備	○
創造的事業活動の促 進	○	○	後継者対策		○	研究開発等 認定制度	○
経営資源の確保	○	○	○	○	○	○	○
交流・連携・共同化の 促進	○	知的財産の 創造促進		○			○
産業集積の活性化	企業立地の促 進	規制緩和、 行政手続き の簡素化		地域づくりに よる地域活 性化	企業立地の促 進		企業立地の 促進
商業集積の活性化	観光・地場産 業	商店街内の 起業促進			農村漁村の活 性化		
労働関係	安心して子供 を生ま育てら れる雇用環境			児童・生徒 の職業体験 機会提供		人材育成の 推進	安心して子 供を生ま育 てられる雇 用環境
県からの受注機会の 増大	○	○	○	○			○
資金供給の円滑化		○	○	○		○	○
(上記以外のもの)		企業の再生 支援、観光 の振興			安全安心な農 林水産物の生 産促進、観光・関連産業 の振興、地域の特性に応じ た産業振興	企業再生支 援、知的財 産の創造促 進、表彰制 度	



	福島県 2006年10月	茨城県 2004年3月	埼玉県 2004年12月	千葉県 2007年3月	三重県 2005年10月	京都府 2007年3月	熊本県 2007年3月
市町村に対する支援等	支援	支援	支援	協力			支援
内容	情報提供、 技術的助言	情報提供、 技術的助 言		情報提供、 技術的助 言			
財政上の 措置	○	○	○	○	○	○	○
その他				施策立案、 実施にあ たり中小企 業の経営 に配慮 効果的な 施策の推 進のため の調査研 究の実施	産業振興の ための広報 活動の実施		
条文数	12	21	9	21	8	21	7
基本計画等の策定		基本計画	指針		基本方針		
策定・変更にあたり	審議会の意 見を聞く			中小企業 者当及び 県民の意 見を求める			
年次報告・公表等	議会へ実施 施策を報告	指針の好 評		施策実施 状況の公 表(毎年)			

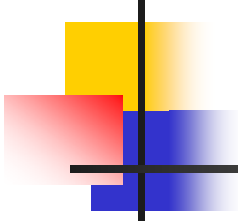
(3) 制定後にどのように活用していくのか

- 制定後にスムーズに具体的な中小企業振興に移れるような体制 = 千葉県の事例
- 産業振興会議先行型の八尾市と条例先行型の帯広市
- 条例の役所、市民、企業への認知と政策の早期の具体化の重要性



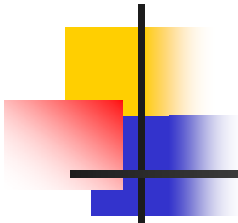
今日の話

- 1 日本経済・中小企業・中小企業政策の現状
- 2 地域経済の厳しさと地域産業政策の方向
- 3 中小企業振興基本条例の広がりと現状
- 4 中小企業振興基本条例制定に向けての課題
- 5 これからの地域産業政策・中小企業支援政策について



グローバル経済時代、脱大量生産時代の地域経済

- IT化、グローバル化時代に世界を瞬時に移動するマネーが経済を発展させると同時に不安定化させる→地域経済の基盤を確立させること、「意志を持ったカネ」
- 大量生産時代には、生産と生活を切り離し生産の最大効率化を図る→脱大量生産時代には地域を「生産と生活の公共空間」として位置づけなおしていく＝生産と生活の両方の側面で危機的状況にある地域



地域循環、地域資源活用の必要性

- グローバルな動きに直接巻き込まれない
地域内の循環 - 人・もの・カネ・情報の顔
の見える、相互理解できる範囲での循環
- カネに関しては「意志あるカネ」として利用
されていく流れ = 金融アセスメント
- 「生産と生活の公共空間」としての地域の
重要性 = 地域資源活用型企业・産業、地
域密着型企业・産業の重要性